

日本安全保障貿易学会(2011. 9. 24)於:京都大学

国連による北朝鮮制裁について

京都大学

浅田 正彦

北朝鮮の核兵器開発と国連の対応

第1回核実験

2006.07.05: 弾道ミサイル発射

2006.07.16: 安保理決議1695採択

2006.10.09: 第1回核実験

2006.10.14: 安保理決議**1718**採択

第2回核実験

2009.04.05: 弾道ミサイル発射

2009.04.14: 安保理議長声明

2009.05.25: 第2回核実験

2009.06.12: 安保理決議**1874**採択



安保理決議1718/1874 (1): 規範的側面(禁止)

弾道ミサイル

- (1) 要求: 北朝鮮は弾道ミサイル技術を使用した発射をこれ以上実施しないこと(パラ2)
- (2) 決定: 北朝鮮はすべての弾道ミサイル関連活動を停止し、発射モラトリアムを再確認すること(パラ3)

核兵器

- (3) 要求: 北朝鮮はNPTからの脱退を撤回し、NPTに復帰すること(パラ5, 6)
- (4) 決定: 北朝鮮はNPTの下で締約国に課される義務に従って行動すること(パラ8)



安保理決議 1718/1874 (2): 貿易関連措置(制裁)

- (a) 決定: 加盟国は北朝鮮への移転を防止する(輸出)
 - (i) すべての**武器**および関連物資(関連する金融取引等も)*
 - (ii) 北朝鮮のWMD計画に資する品目(リスト)
 - (iii) **奢侈品**

- (b) 決定: 加盟国は北朝鮮からの調達を禁止する(輸入)
 - (a)(i)および(ii)

* (a)(i): 小型武器および関連物資の北朝鮮への移転を除く

(パラ8、パラ9、10)



安保理決議 1718/1874 (3): 金融措置(制裁)

- (1) 決定: 加盟国は、北朝鮮のWMD計画を支援している指定個人・団体の資産を凍結する(パラ8(d))
- (2) 要請: 加盟国は、北朝鮮のWMD計画に資する金融サービスの提供を防止する(金融資産の凍結を含む)(パラ18)
- (3) 要請: 加盟国は、北朝鮮のWMD計画に資する北朝鮮との貿易のための公的金融支援(輸出信用供与を含む)を提供しない(パラ20)
- (4) 要請: 加盟国と国際金融機関は、北朝鮮に対する資金援助の新たな約束を行わない(人道・開発目的を除く)(パラ19)



安保理決議 1718/1874 (4): 検査制度

- (1) 要請：すべての国は、禁止品目を含む疑いのある北朝鮮向けおよび北朝鮮からの貨物を領域内で検査すること（パラ11）
- (2) 要請：すべての国は、旗国の同意を得て公海上で、禁止品目を含む疑いのある船舶を検査すること（決定：同意しない場合は回航するよう指示する）（パラ12、13）
- (3) 授權および決定：すべての加盟国は、検査で確認された禁止品目を押収し処分すること（パラ14）
- (4) 要求：検査・押収・処分の加盟国は、検査、押収および処分、旗国の非協力につき詳細な報告を提出すること（パラ15、16）
- (5) 決定：加盟国は、禁止品目を運搬している疑いのある北朝鮮船舶への燃料供給等サービスを禁止すること（パラ17）



専門家パネル

設置：安保理決議1874(パラ26)

構成：米英仏露中、日、韓

任期：1年間

任務：

- (1) 1718委員会の任務遂行の支援
- (2) 安保理決議1718/1874 の措置の履行に関する情報の収集、審査、分析（特に違反の事例に関するもの）
- (3) 安保理の措置の実施を改善するための行動の勧告
- (4) 安保理への報告（中間報告、最終報告）



安保理決議1718/1874の実施 (1): 国別報告

**国別報告: 決議1718 (パラ11)、決議1874
(パラ22) により要請**

内容: 決議1718/1874の措置の実施状況

提出国: 83 カ国

未提出国: 109 カ国

(アジア、アフリカ、ラ米)



安保理決議1718/1874 の実施(2): 違反事例

[奢侈品]

- オーストリア(2007.12): スタインウェイ製ピアノ3台押収
- イタリア (2009): 高級音声画像記録装置の輸送阻止
- イタリア (2009.5): 豪華ヨット2隻押収

[武器および関連物資]

- UAE (2009.7): 武器・弾薬(ロケットの信管、携帯型対戦車ロケット弾等)の押収
- 韓国 (2009.9): 防護服の押収
- 南ア (2009.11): 戦車のスペア・パーツの押収
- タイ (2009.12): 武器・弾薬(MANPADS、携帯型対戦車ロケット弾、ロケット等)



Implementation of SC Measures (3): Incidents of Non-Compliance

UAEケース

押収: ANL Australia 船上のコンテナ10個(コール・ファッカン港)

- 荷送人: 北朝鮮会社
- 荷受人: イラン会社

- 船舶旗国: バハマ
- 船舶所有者: ANL Container Line (豪州)

- 船荷証券: 「石油穿孔機(スペア・パーツ)」

- ルート: 南浦(北朝鮮) – 大連(中国) – 上海(中国) – コール・ファッカン(UAE) – イラン

(出典: POE最終報告書、メディア報道その他による)



Implementation of SC Measures (4): Incidents of Non-Compliance

タイ・ケース

押収: IL-76 機上の145 箱 (35t) (ドン・ムアン空港)

- 荷送人: 北朝鮮会社
- 荷受人: イラン会社

- 航空機登録: グルジア (4L-AWA)
- 航空機乗組員: カザフスタン人4名、ベラルーシ人1名
- 航空機所有者: Overseas Cargo FZE (UAE)
- 航空機運航者: Air West Company (グルジア)
- 航空機リース: SP Trading Ltd. (ニュージーランド 2009.7)
- 航空機チャーター: Union Top Management Ltd. (香港 2009.11)

•航空荷物文書: 「石油産業のスペア・パーツ」

•ルート: Gostomel (ウクライナ) – Nasosnaya (アゼルバイジャン) – Colombo (スリランカ) – Bangkok (タイ) – Pyongyang (北朝鮮) – Bangkok (タイ) – スリランカ – UAE – ウクライナ

•ルート: Nasosnaya (アゼルバイジャン) – Al Fujairah (UAE) – Bangkok (タイ) – Pyongyang (北朝鮮) – Bangkok (タイ) – スリランカ – UAE – ウクライナ – イラン – モンテネグロ

(出典: POE最終報告書、メディア報道その他による)



専門家パネル最終報告書: 教訓と勧告

北朝鮮の隠蔽工作

- (1) 船荷証券の虚偽の表示
- (2) 小刻みな輸送ルート
- (3) 多数のシェル会社の使用

一般的問題点

- (1) 積替港、給油空港における限定的情報提供
- (2) 直行便の検査不能

措置の勧告

- (1) 最初の外国寄港地における特別な警戒
- (2) その後の寄港地(積替港)における北朝鮮由来貨物であることを認識できる手続の導入
- (3) 航空交通の監視、上空飛行許可の際の北朝鮮貨物の申告義務化



安保理制裁とその実施 の重要性

- 北朝鮮の核実験とミサイル活動:「国際の平和及び安全に対する明確な脅威」である(決議1718/1874の前文)
- 国連安全保障理事会:「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任」(国連憲章 24条1項)
- 国連の制裁:「重要かつ潜在的に効果的な措置」(2009～2010 北朝鮮は6者会合復帰の条件として制裁解除を繰り返し要求)
- 履行義務: 国連加盟国は安保理の「決定」を履行する法的義務あり(国連憲章 25条)
- 安保理の国内実施措置の重要性: 立法措置、行政措置
- 国際協力の重要性: 違反事例に多数の国の個人・団体が関与



Thank you !